

# 後期高齢者 医療制度の保険料

## 保険料(令和5年度)の計算方法

均等割額 + 所得割額

49,398円 + (総所得金額等 - 基礎控除額) × 9.57%

令和4・5年度

均等割額	所得割率	保険料の上限額
49,398円	9.57%	66万円

合計所得金額

- 2,400万円以下…43万円
- 2,400万円超2,450万円以下…29万円
- 2,450万円超2,500万円以下…15万円
- 2,500万円超…適用なし

75歳以上の方、65歳以上75歳未満で一定の障がいがあり加入を希望する方は、それまで加入していた国民健康保険や職場の健康保険などから脱退し、後期高齢者医療制度に加入します。



## 均等割額の軽減

世帯主と被保険者の所得金額などの合計額が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後の均等割額
43万円 + 10万円 × (給与所得者等 <sup>*1</sup> の人数 - 1) <sup>*2</sup> 以下	7割軽減	14,819円
43万円 + (29万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等 <sup>*1</sup> の人数 - 1) <sup>*2</sup> 以下	5割軽減	24,699円
43万円 + (53.5万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等 <sup>*1</sup> の人数 - 1) <sup>*2</sup> 以下	2割軽減	39,518円

※1 給与所得者等…給与所得(給与収入が55万円超)または公的年金等にかかる所得(令和4年12月31日現在、65歳未満の方は当該公的年金等の収入金額が60万円超、65歳以上の方は当該公的年金等の収入金額が125万円超)を有する方

※2 世帯主および世帯の被保険者の中に給与所得者等が2名以上いる場合は、給与所得者等の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える

注意…令和4年12月31日現在、65歳以上の方の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額で判定

保険料の算定方法や  
保険証の負担割合などは  
後期高齢者医療  
コールセンターへ

コールセンター電話番号  
☎0570-011-558  
(通話料がかかります)

### 開設期間

令和6年3月31日までの  
平日午前8時45分～午後5時15分

※土日祝、年末年始(12月29日～翌年1月3日)は閉鎖

※繁忙期(7月15日～8月27日)は土日祝も開設

書または口座振替により納付します。

### 普通徴収

7月中旬に送付する納付書または口座振替により納付します。

### 特別徴収

次のいずれにも該当する方は、原則年金から天引きされます(年6回偶数月)。該当しない方は、納付書または口座振替により納めます。・年額18万円以上の公的年金受給者

### 納付方法

#### 特別徴収

#### 納付方法

#### 普通徴収

被扶養者だった方の保険料の特例(国民健康保険・国民健康保険組合加入者は除く)  
後期高齢者医療被保険者になる前日に、会社の健康保険や共済組合などの被扶養者だった方は、後期高齢者医療保険資格取得後2年間、均等割額が5割軽減され、所得割額は当面の間課せられません(年額2万4600円)。

書または口座振替により納付します。

### 普通徴収の方は、便利で確実な口座振替の手続きを!

口座振替の手続きは、役場または金融機関で申し込んでください。国民健康保険税を口座振替で納めている方も再度手続きが必要で

### 口座振替選択制度

保険料の特別徴収を中止し、口座振替で納付したい方は、預金通帳、通帳印、保険証を持参し、役場保険医療課で手続きをしてください。

### 納期限

#### 納期限

#### 期別

#### 納期限

期別	納期限
第1期	7月31日(日)
第2期	8月31日(日)
第3期	10月2日(日)
第4期	10月31日(火)
第5期	11月30日(日)
第6期	12月25日(日)
第7期	令和6年1月31日(日)
第8期	2月29日(日)

# 後期高齢者医療制度の保険料

## どうしても納付が難しいときは

特別な事情により、保険料の納付が難しいときは、未納のままにせず、早めに役場保険医療課へ相談してください。また、①②のいずれかに該当する場合、申請により保険料の減免が認められる場合があります。

①災害により、住宅や家財に著しい損害を受けた場合  
②事業の廃止、失業などにより収入が著しく減少した場合

※減免を受けるには申請が必要。詳細は役場保険医療課へ

## 医療機関の窓口で支払う自己負担割合

医療機関の窓口で支払う一部負担金は、かかった医療費の1〜3割です(世帯の前年の所得に応じて変わる)。医療費が自己負担限度額を超えたときは、あとから高額療養費として差額を返金しますので、手続きをしてください。

## 被保険者証の更新

現在お使いの「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は7月31日です。8月からは被保険者証の色が、だいたい色に変わります。新しい被保険者証は7月中旬に郵送します。

だいたい色

7月頃  
送付



有効期限 8月1日～令和6年7月31日

## 問い合わせ

・県後期高齢者医療  
広域連合  
☎052(955)1227  
・役場保険医療課  
内線153

## 医療機関の窓口で支払う自己負担割合

負担区分		自己負担限度額(1か月あたり)	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
3割負担	現役並み所得者 Ⅲ(課税所得690万円以上)	252,600円 医療費が842,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算【140,100円*1】	
	Ⅱ(課税所得380万円以上)	167,400円 医療費が558,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算【93,000円*1】	
	Ⅰ(課税所得145万円以上)	80,100円 医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算【44,400円*1】	
2割負担	一般Ⅱ*2	18,000円または {6,000円+(医療費-30,000円)×10%}*3 の低い方 [年間上限(8月～翌7月) 144,000円]	57,600円 【44,400円*1】
1割負担	一般Ⅰ	18,000円 [年間上限(8月～翌7月) 144,000円]	57,600円 【44,400円*1】
	低所得者(住民税非課税世帯)	Ⅱ Ⅰ	24,600円 15,000円

- \*1 過去12か月間に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あったときの4回目以降の限度額  
\*2 医療費の窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があり、令和7年9月30日までは、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。  
\*3 医療費が30,000円未満の場合は、30,000円として計算

## 後期高齢者福祉医療費受給者証の更新申請書の提出はお早めに!

### ●有効期限が令和5年7月31日の後期高齢者福祉医療費受給者証をお持ちの方へ

6月上旬に「更新申請書」を郵送し、6月23日(金)までに保険医療課へ提出するように案内しています。

「更新申請書」の提出がない場合は新しい受給者証の発行ができませんので、まだ提出がお済みでない方は早急に提出をお願いします。申請書を提出した方で審査の結果引き続き対象となる方には、7月下旬に新しい受給者証を送付します。

●問い合わせ 保険医療課 内線153